

する講習の実施	四百八十の二 道路交 通法第八八条の二第 一項第八号の規定に 基づく応急救護処置 に関する講習の実施	応急救護処置に関する 講習を受講しようとする者	応急救護処置 講習手数料	講習一時間につき 千二百円	受講申込みのとき
---------	--	----------------------------	-----------------	------------------	----------

附則

この条例は、平成十九年六月二日から施行する。ただし、別表第一第四百四十六号の四の次に三号を加える改正規定は、同年六月一日から施行する。

参考資料

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後

別表第一(第二条関係)

事務	納付義務者	名称	手数料額	納付時期
一 四百四十六の四 略	略	略	略	略
四百四十六の五 探偵業あつたの業務の適ことを証する法律(平書面の法律(平書面)成十八年法交付を律第六十号)受けよる者	略	略	三千六百円	届出のとき
四百四十六の六 探偵業あつたの業務の適ことを証する法律(平書面の法律(平書面)成十八年法交付を律第六十号)受けよる者	略	略	千五百円	変更届出のとき

改正前

別表第一(第二条関係)

事務	納付義務者	名称	手数料額	納付時期
一 四百四十六の四 略	略	略	略	略
略	略	略	略	略
略	略	略	略	略
略	略	略	略	略
略	略	略	略	略

四百五十四の略	四百五十四の略	特定第イ	道路交通法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合、四十九百五十円(公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあっては、八千八百五十円)	受検申請のとき
四百五十三の略	四百五十三の略	特定第イ	道路交通法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合、二千五百円	受検申請のとき

四百五十四の略	四百五十四の略	特定第イ	道路交通法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合、四千四百円	受検申請のとき
略	略	略	略	略

	<p>四百六十四の大型自動車第二種免許 二 道路交 動車第二種免許 九条の二第 許 中 許、中は、二万二千四百 四項第一号 型自動車 五万からそれぞ いの規定に 車第二種免許に定める額を 基づく大型 種免許 減じた金額とする。 自動車第二種又は普通 種免許 普通自動車第二種 種免許又は普通自動車 種免許、中 通自動車 種免許、 二種普通自動車第二種 種免許 は普通自動車に係る 技能検査 車第二種 技能検査 技能検査 許に係る 技 定員 査 査 能検査員の 査 査 料 査で、こ 受 け け れらの 許 許 に 対 応 する 者 第一 種 運 転 免許に係る 技能検査員 資格者証の 交付を受け ている者に 対するもの</p>	<p>チ ハ及びヒに規 定する審査のい ずれをも免除さ れる者 四千六 百円</p>
<p>二 道路運送法 (昭和二十六年 法律第八十三 号) 第二條第三 項に規定する旅 客自動車運送事 業及び自動車運 転代行業の業務 の適正化に關す る法律(平成十 三年法律第五十 七号) 第二條第 一項に規定する 自動車運転代行 業に關する法令 に關する知識 の審査を免除さ れる者 二千七</p>	<p>ハ 自動車の運転 技能の評価方法 に關する知識の 審査を免除され る者 三千二百 円 イ 自動車の運 転技能に關する 観察及び採点の 技能の審査を免 除される者(ホに 掲げる者を除く) 七千九百五十 円 ロ 自動車の運 転技能に關する 観察及び採点の 技能の審査を免 除される者(ホに 掲げる者を除く) 四千六百円 ハ 自動車の運 転技能に關する 観察及び採点の 技能の審査を免 除される者(ホに 掲げる者を除く) 七千九百五十 円 ロ 自動車の運 転技能に關する 観察及び採点の 技能の審査を免 除される者(ホに 掲げる者を除く) 四千六百円</p>	<p>チ ハ及びヒに規 定する審査のい ずれをも免除さ れる者 四千六 百円</p>
	<p>四百六十四の大型自動車第二種免許 二 道路交 動車第二種免許 九条の二第 許 又 は 許 又 は 許 又 は 二万二千四百 四項第一号 普通自動車 五万からそれぞ いの規定に 動車第二種免許に定める額を 基づく大型 二種免許 減じた金額とする。 自動車第二種 二種免許 普通自動車 種免許又は普通自動車 種免許、中 通自動車 種免許、 二種普通自動車第二種 種免許 は普通自動車に係る 技能検査 車第二種 技能検査 技能検査 許に係る 技 定員 査 査 能検査員の 査 査 料 査で、こ 受 け け れらの 許 許 に 対 応 する 者 第一 種 運 転 免許に係る 技能検査員 資格者証の交 付を受けて いる者に對 するもの</p>	<p>チ ハ及びヒに規 定する審査のい ずれをも免除さ れる者 四千七 百五十円</p>
<p>二 道路運送法 (昭和二十六年 法律第八十三 号) 第二條第三 項に規定する旅 客自動車運送事 業及び自動車運 転代行業の業務 の適正化に關す る法律(平成十 三年法律第五十 七号) 第二條第 一項に規定する 自動車運転代行 業に關する法令 に關する知識 の審査を免除さ れる者 二千八</p>	<p>ハ 自動車の運転 技能の評價方法 に關する知識の 審査を免除され る者 三千三百 円 イ 自動車の運 転技能に關する 観察及び採点の 技能の審査を免 除される者(ホに 掲げる者を除く) 八千二百五十 円 ロ 自動車の運 転技能に關する 観察及び採点の 技能の審査を免 除される者(ホに 掲げる者を除く) 四千七百五十 円 ハ 自動車の運 転技能に關する 観察及び採点の 技能の審査を免 除される者(ホに 掲げる者を除く) 八千二百五十 円 ロ 自動車の運 転技能に關する 観察及び採点の 技能の審査を免 除される者(ホに 掲げる者を除く) 四千七百五十 円</p>	<p>チ ハ及びヒに規 定する審査のい ずれをも免除さ れる者 四千七 百五十円</p>
<p>ハ 学科教習に必 要な教習の技能 の審査を免除さ れる者 千二百 五十円 二 道路交 通法第 百八條の二十八 第四項に規定す る教則の内容とな つていた事項 その他自動車の 運転に關する知 識の審査を免除 される者(ホに 掲げる者を除く) 千四百五十円 ホ 自動車教習所 に關する法令に 關する知識の 審査を免除され る者(チに掲げ る者を除く) 千四百五十円 ハ 教習指導員と</p>	<p>四百六十五の略 大型自動車 二 道路交 動車免 九条の三第 許 又 は 許 又 は 許 又 は 一万五千六百 四項第一号 動車免 動車免 いの規定に 許に係る教習指導員 審査員 に基づく大型の教習指導員 減じた金額とする。 自動車免許 指導員 審査員 又は中型自の審査 教習員 動車免許に を受け 指導員の審査する者 教習指導員と して必要な自動 車の運転技能の 審査を免除され る者(トに掲げ る者を除く) 四千四百五十 円 イ 教習指導員と して必要な自動 車の運転技能の 審査を免除され る者(トに掲げ る者を除く) 四千四百五十 円 ロ 技能教習に必 要な教習の技能 の審査を免除さ れる者(トに掲 げる者を除く) 千三百円</p>	<p>ホ イ及びロに規 定する審査のい ずれをも免除さ れる者 一万五 千八百円 ホ イ及びロに規 定する審査のい ずれをも免除さ れる者 一万五 千五百円</p>

<p>四百六十八略</p> <p>四百六十九 大型自動車 道路交通法 動二輪 動二輪 第百八条の二車免許 第一項の規 又は普通 定に基づく 通自動車 大型自動車 二輪車 二輪車 免許又免許に 免許再 は普通自動車 係る再試験手 に係る再試 験を受けよ 験の実施 うとす る者</p>	<p>四百七十五の略</p> <p>四百七十五の二 大型自動車 道路交通法 動二輪 動二輪 第百八条の二車免許 第一項の規 又は普通 定に基づく 通自動車 大型自動車 二輪車 二輪車 免許又免許に 免許再 は普通自動車 係る再試験手 に係る再試 験を受けよ 験の実施 うとす る者</p>	<p>四百七十六・四百七十七略</p> <p>四百七十八 普通自動車 道路交通法 動二輪 動二輪 第百八条の二車免許 第一項の規 又は普通 定に基づく 通自動車 大型自動車 二輪車 二輪車 免許又免許に 免許再 は普通自動車 係る再試験手 に係る再試 験を受けよ 験の実施 うとす る者</p>	<p>千九百円(公安委受検申 員会が提供する自込みの 動車を使用して試とき 受ける場合 三十五 百五十円)</p> <p>二イ及びロに規 定する審査のい ずれをも免除さ れる者 九千七 百五十円</p>	<p>二千七百五十 円</p>
<p>四百六十八略</p> <p>四百六十九 大型自動車 道路交通法 動二輪 動二輪 第百八条の二車免許 第一項の規 又は普通 定に基づく 通自動車 大型自動車 二輪車 二輪車 免許又免許に 免許再 は普通自動車 係る再試験手 に係る再試 験を受けよ 験の実施 うとす る者</p>	<p>四百七十五の略</p> <p>四百七十五の二 大型自動車 道路交通法 動二輪 動二輪 第百八条の二車免許 第一項の規 又は普通 定に基づく 通自動車 大型自動車 二輪車 二輪車 免許又免許に 免許再 は普通自動車 係る再試験手 に係る再試 験を受けよ 験の実施 うとす る者</p>	<p>四百七十六・四百七十七略</p> <p>四百七十八 普通自動車 道路交通法 動二輪 動二輪 第百八条の二車免許 第一項の規 又は普通 定に基づく 通自動車 大型自動車 二輪車 二輪車 免許又免許に 免許再 は普通自動車 係る再試験手 に係る再試 験を受けよ 験の実施 うとす る者</p>	<p>千九百円(公安委受検申 員会が提供する自込みの 動車を使用して試とき 受ける場合 三十五 百五十円)</p> <p>二イ及びロに規 定する審査のい ずれをも免除さ れる者 八千九 百五十円</p>	<p>二千八百五十 円</p>
<p>四百八十一 大型自動車 道路交通法 動二輪 動二輪 第百八条の二車免許 第一項の規 又は普通 定に基づく 通自動車 大型自動車 二輪車 二輪車 免許又免許に 免許再 は普通自動車 係る再試験手 に係る再試 験を受けよ 験の実施 うとす る者</p>	<p>四百八十二 普通自動車 道路交通法 動二輪 動二輪 第百八条の二車免許 第一項の規 又は普通 定に基づく 通自動車 大型自動車 二輪車 二輪車 免許又免許に 免許再 は普通自動車 係る再試験手 に係る再試 験を受けよ 験の実施 うとす る者</p>	<p>四百八十三 普通自動車 道路交通法 動二輪 動二輪 第百八条の二車免許 第一項の規 又は普通 定に基づく 通自動車 大型自動車 二輪車 二輪車 免許又免許に 免許再 は普通自動車 係る再試験手 に係る再試 験を受けよ 験の実施 うとす る者</p>	<p>千九百円(公安委受検申 員会が提供する自込みの 動車を使用して試とき 受ける場合 三十五 百五十円)</p> <p>二イ及びロに規 定する審査のい ずれをも免除さ れる者 八千九 百五十円</p>	<p>二千八百五十 円</p>

佐賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十九年三月七日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第六号

佐賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

佐賀県行政財産使用料条例(昭和三十九年佐賀県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。

第三条の見出し中「方法」を削り、同条第一項中「納入通知書により」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が納付すべき期限を別に指定した場合は、この限りでない。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

	改正後	改正前
2 略	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用に係る使用料については、他の条例に別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第三条 許可を受けて行政財産を使用する者(以下「使用者」という。)は、使用料を行政財産の使用開始前に納付しなければならない。ただし、知事が納付すべき期限を別に指定した場合は、この限りでない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の四第四項の規定による許可を受けてする行政財産の使用に係る使用料については、他の条例に別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(使用料の納付方法)</p> <p>第三条 許可を受けて行政財産を使用する者(以下「使用者」という。)は、使用料を納入通知書により行政財産の使用開始前に納付しなければならない。</p>

佐賀県留置施設視察委員会条例をここに公布する。

平成十九年三月七日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第七号

佐賀県留置施設視察委員会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第二十一条第六項の規定に基づき、同法第二十条第一項に規定する留置施設視察委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の名称)

第二条 委員会の名称は、佐賀県留置施設視察委員会とする。

(委員の定数等)

第三条 委員会の委員の定数は、四人とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、三回に限り再任されることができる。

4 公安委員会は、委員たるにふさわしくない非行があつたときその他特別の理由がある場合は、任期中であつても、委員を解任することができる。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第五条 委員会の庶務は、警察本部警務部において処理する。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十八号)の施行の日から施行する。

佐賀県警察の組織に関する条例及び佐賀県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月七日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第八号

佐賀県警察の組織に関する条例及び佐賀県行政手続条例の一部を改正する条例

(佐賀県警察の組織に関する条例の一部改正)

第一条 佐賀県警察の組織に関する条例(昭和二十九年佐賀県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中第二十号を削り、第十九号を第二十号とし、第十号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 留置施設に関すること。

(佐賀県行政手続条例の一部改正)

第二条 佐賀県行政手続条例(平成七年佐賀県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三十八条」を「第四十六条」に改める。

第三条第六号中「留置場(警察本部又は警察署に置かれる人を留置するための施設をいう。)」を「留置施設」に改める。

附 則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法

律(平成十八年法律第五十八号)の施行の日から施行する。ただし、第二条中佐賀県行政手続条例第一条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

参考資料

第一条(佐賀県警察の組織に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
(警務部の所掌事務) 第三条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 一 九 略 十 留置施設に関すること。 十一 二十 略 二十一 略	(警務部の所掌事務) 第三条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 一 九 略 十 留置場に関すること。 二十一 略

第二条(佐賀県行政手続条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
(目的等) 第一条 この条例は、行政手続法(平成五年法律第八十八号。以下「法」という。)第四十六条の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が県民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とする。	(目的等) 第一条 この条例は、行政手続法(平成五年法律第八十八号。以下「法」という。)第三十八条の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が県民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とする。
2 略	2 略
(適用除外) 第三条 次に掲げる処分及び行政指導について	(適用除外) 第三条 次に掲げる処分及び行政指導について